

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保全緑地の指定) 第6条 省略 <u>2 前項の規定は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項に規定する保存樹又は保存樹林及び同条第3項各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。</u> <u>(民間施設の緑化の指導等)</u> 第20条 市長は、事業者に対し、市長の定める基準に基づき緑化の指導及び助言を行うことができる。 (委任) 第21条 省略</p> <p>付 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(保全緑地の指定) 第6条 省略</p> <p>(委任) 第20条 省略</p>	<p>保全緑地の指定の適用除外に係る規定の追加</p> <p>緑化の指導等に係る規定の追加</p>